

第21回「上海IPG」会議 議事録

日時：2006年3月22日

場所：上海万豪虹橋大酒店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

水田（ジェトロ上海）

時間になりましたので、今年度最後になります「第21回上海IPG会合」を開催いたします。前回12月20日の上海IPG会合で年度の区切りに近づいているということで、現在私の横に並んでいます上海IPGの幹事メンバーの任期が3月末までで、12月20日の会合が終わった後に、新しい幹事をお願いしたい方々に何度か打診をさせていただき、最終的に2006年度の上海IPGのグループ長及び幹事メンバーが決まりました。

皆様のお手元に「2006年度上海IPGグループ長及び運営幹事」という1枚のペーパーと、「2005年度上海IPGグループ長及び運営幹事」という2つのペーパーがあります。見ていただくと大体半分ぐらいの方は、そのまま引き続き幹事を引き受けていただいている状況になっております。では、新年度の上海IPGグループ長と運営幹事を私からご紹介いたします。会社名を申し上げますら、簡単に一言自己紹介をお願いします。それでは、新グループ長のデンソー様、よろしく申し上げます。

久永氏（デンソー）

電装（中国）投資有限公司の久永でございます。この4月から幹事のリーダーを務めさせていただきます。昨年の1月にまいりまして、まだ中国駐在経験は1年と2カ月でございます。会場にいらっしゃる多くの方が、私よりはるかに長く中国の駐在経験でいらっしゃる、また、いろいろと中国各地で仕事されているご経験に鑑みまして、至らない点があるかと存じますが、この役目、全力を果たしていきたいと思っておりますので、是非ともご鞭撻、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、エバラ食品様よろしく申し上げます。今年度は途中から運営幹事になっていただきましたが、来年度も1年間幹事メンバーとして上海IPGの運営に携わっていただきますので、一言、よろしく申し上げます。

田中嶋氏（エバラ食品）

皆さんこんにちは。荏原食品の田中嶋と申します。いまご紹介いただいたように、今年度の途中から参加しております。私どもの会社は昨年法人を立ち上げたばかりです。以前にも申し上げましたが、法人を立ち上げる前からすでに模造品の被害に遭っております。その際には水田さんにはいろいろご相談にのっていただいたという経緯があります。縁があり、今回こういう形で幹事メンバーとして出させていただきます。来年度は間もなくですが、引き続き幹事メンバーということで、私、知財の専門家ではありませんが、微力ながらご協力したいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

続いて、新しく幹事になられます株式会社岡村製作所上海代表所様、申し上げます。

尾園氏（岡村製作所）

4月から幹事をやらさせていただくことになりました、岡村製作所の尾園でございます。この世界は上海に入ってからいろいろIPGに教えていただいたという形で、全く専門外

ではあるのですが、今までいろいろ、3年ですか、教えていただきました。今回、何かお手伝いできることがあればということで、運営幹事を引き受けさせていただきました。いろいろとこれからよろしく願いいたします。

水田（ジェトロ上海）

引き続き再任ということで幹事をやっていただきます、欧姆龍（中国）有限公司様、よろしく願いします。

高橋氏（オムロン）

こんにちは。欧姆龍（中国）の高橋と申します。よろしく願いします。昨年1年間運営幹事ということでお世話になりまして、再び来年度も務めさせていただくことになりました。この会も100人以上の参加が毎回続くようになり、非常に多くの方が参加されています。中国に関してはいろいろな問題が新しく出てきておりますので、こういった会でいろいろな情報交換ができるように、いろいろとご協力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、2002年9月の上海IPG発足当時から、ずっとこれまで上海IPGのグループ長を務めていただきました住友化学（上海）有限公司様が、来年度については引き続き幹事として上海IPGの運営に携わっていただけるということになりました。津田グループ長から一言お願いいたします。

津田氏（住友化学、上海IPGグループ長）

皆さんこんにちは。住友化学上海の津田でございます。いまご紹介いただきましたように、2002年からずっと2005年度までグループ長を務めさせていただきました。まずここで皆さん方に、いままで運営幹事の皆さん、それから事務局の水田さん、そして今日ご参加の皆様方のお陰で、2002年以降いろいろな活動を展開してまいりました。これも偏に皆様のお蔭でございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、先月知的財産協会のセミナーがありまして、このときに現地の知財の在り方ということで少しお話をさせていただきましたが、当日は1,000名以上が参加されて、たぶん皆様方のご本社の方もご存知の事と思いますが、その場で「上海IPGの活動」の概要をご紹介させていただきました。日本側でも上海IPGの活動については、非常にご注目をいただいております。この2006年から私も幹事の一員として、また活動させていただきますが、新グループ長のもとに、また宮原様、ジェトロのご協力のもとに微力ながら頑張っけてゆきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、新しく運営幹事に任命されました大金（中国）投資有限公司様、よろしく願いします。

濱氏（ダイキン）

大金（中国）投資有限公司の濱です。よろしく願いします。中国における模倣問題は当然ながら、最近金型・製品図面、さらには顧客情報など、人材の流動の激しい中国ならではの営業秘密の問題、これについて皆さん悩まれているかと思っております。このように皆さんが悩まれている課題、問題などを、積極的に上海IPGで具体的なテーマと取り上げて、これらのことについて皆さんと情報交換できる場にしたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

水田（ジェトロ上海）

皆様どうもありがとうございました。事務局は引き続きジェトロで務めさせていただきます。続きまして、今年度で運営幹事の任務を終えられる方がいらっしゃいます。ポリプラスチックス貿易（上海）有限公司様と、松下電工（中国）有限公司様です。それでは一言お願いします。

宮本氏（ポリプラスチックス）

ポリプラスチックス（上海）有限公司の宮本でございます。1年間幹事会の一員として、お役に立つことはほとんど何もできずに終わってしまいまして、申し訳なく思っております。今後は会員として、総会及び幹事会への協力をさせていただければと思っております。どうも1年間ありがとうございました。

石田氏（松下電工）

皆さんこんにちは。松下電工の石田と申します。上海に来て2年、それで幹事をやって1年ということで、皆様のご協力により、この1年間無事に幹事を務めさせていただくことができました。ありがとうございました。この上海で2年間過ごしたのですが、やはり、この上海IPGがあったからこそ無事に生活や仕事をやっていくことができた、と皆さんに感謝しております。幹事を終わると同時に私は来週日本に帰任となりますので、ちょっと残念ですが、また必ずチャンスをつくって、また戻って来ますので、そのときには、また温かく迎えてください。よろしくをお願いします。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。さて、すでに皆様にご連絡しておりますとおり、私もこの会合を最後に帰任することになりました。引き続き来年度、この上海IPGがさらに発展することを願っております。私の後任の宮原が今日来ておりますので、宮原から一言、皆様にご挨拶させていただきます。

宮原（ジェトロ上海）

ジェトロ上海センターの宮原と申します。水田の後任として、今後上海IPGの事務局として活動させていただきますので、是非ともご協力のほど、よろしくをお願いします。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、今回から新しく上海IPGのメンバーになられました2社の方にご挨拶いただきます。まず初めに住友金属工業株式会社様、よろしくをお願いします。

八巻氏（住友金属工業）

住友金属工業株式会社知的財産部の八巻（やまき）と申します。弊社は今まで実害はなかったのですが、昨年住友の類似商標を使いました鉄鋼製品が現われました。弊社は何分準備や対策は十分ではありませんので、この会合から、ご経験のある皆様方の貴重なご経験、情報を賜り体制を整えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、積水化学工業株式会社様、よろしくをお願いします。

児玉氏（積水化学工業）

積水化学工業の児玉と申します。本日は私ほか、当社の中国事業の中核的部隊であります積水上海の遠藤部長と2人で参画させていただきました。よろしくをお願いします。当社は以前から中国でそれなりに事業展開をやっていたのですが、本格的にやり始めたのは、こ

こ2、3年で、現在12の事業会社、あるいは工場で中国事業を展開しております。知的財産に関わる問題はこれからだと思います。当面、皆様方からいろいろ教えていただくことが多いかと思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

水田（ジェトロ上海）

次に、「地方工商局向け権利集セミナー報告」ということで、私から簡単に皆様にご報告します。権利集が完成したのは昨年12月だったのですが、それを受けて今年1月、2月、3月にそれぞれ浙江省の杭州市、上海、広東省の広州市でセミナーを開催しました。

権利集が最初にできたのが2004年3月で、今回は2回目です。今回のセミナーでは、模倣品と真正品を展示するコーナーを設け、希望される企業に出展していただき、それを実際に、取締官である工商局の方に見ていただきました。

皆様に配布しましたセミナー報告書の後ろに3枚のアンケート集計結果がありますが、ここに今後中国の政府機関とこのようなセミナーをやるにあたって、非常に重要なキーワードが詰まっています。これは実際にセミナーに参加していた工商局の担当者に、セミナーの内容について、あるいは印象についてアンケートをお願いしたもので、「こうしたほうがいいのではないか」、「セミナーは引き続き実施したほうがいいが、一方的に日本企業から話をするだけだと、あまり印象に残らない」といった具体的なアドバイスが書かれています。特に広東省では、発表企業が18社もあり、1社のプレゼンテーションを10分としても、参加している工商局の方が非常に疲れてしまった、ということもありました。このアンケート集計結果を踏まえて、今後同様の取組みをやっていく場合にどう改善していくべきかを考えることはもちろん、皆様が各社で、今後中国での模倣品対策をやっていくことが非常に重要だと思います。

特に、3月8日に実施した広東省工商局向けのセミナーでは、広東省工商局の方がいろいろアドバイスをされておりますので、是非、時間のあるときに読んでいただければと思います。

権利集セミナーには、実際に参加された方もたくさんいらっしゃいますが、何かお気付きの点とか、今後こういうようにしたらいいのではないかとか、あるいはご質問、ご意見がありましたら、後任の宮原に、どんどん言っていただければと思います。

津田氏（住友化学、上海IPGグループ長）

いまの権利集セミナーについて、私個人的な感想を申し上げます。これまで一昨年ですか、何力所かやられて、要は横への広がり、いろいろな地域との関係が出来上がりつつあると思います。皆様方の製品も中国中いろいろな所に流通していると思うのです。やはり地方当局との関係は非常に重要かと思ひます。

これは私どもの経験から、そういう所と皆様方の知的財産の方が一度顔を会わせておかれると、何かあったときにすぐ相談にのっていただけたらとか、そういうネットワークづくりは非常に肝心なことだと思います。できるだけご都合のつく限り参加されることをお勧めいたします。、どのように発表したらいいのかということをお心配される方がおられると思いますが、それはジェトロのほうで資料をお持ちですから、いろいろな会社のものを参考にされ、準備されてはどうかと思ひます。もちろん会社の発表数が多いということなどいろいろありますが、それはそれとして、私はできるだけ積極的に、こういう機会をご利用されることを是非お勧めしたいと思ひます。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございます。続きまして、昨年9月から活動を行っている上海IPG「模倣品水際対策ワーキンググループ（以下、WG）」の進捗状況についてご報告します。前回12月20日の上海IPG会合から、この3カ月の間に、昨日も含め2回会合を行いました。

12月20日の上海IPG会合の後、実際に上海海関で模倣品の抜取検査、例えば空港、港、郵便物事務所といった末端で実際に偽物の抜取検査をやっている検査官に集まっていたき、WGメンバーの代表6社から、実際にどういう被害を受けているか、これまでの成功事例など、末端の担当者と面識を深める目的で、2月24日に上海海関で意見交換を行いました。

当日は、郵便物事務所、車両事務所、浦東海関、外高橋海関、上海虹橋空港と浦東空港の海関など、7つの海関からそれぞれ数名の方が参加し、たしか全部で20名ぐらい参加されていたと思います。各社の発表は、中国人スタッフの方が中国語で直接やったので、あまり相手を飽きさせずにできたと思います。また、中国人スタッフのスピーチが非常に素晴らしく、私も感動しました。

その際に、上海海関から知的財産保護を実施する上で、これは各海関が「リスクコントロールシステム」というのを持っているらしいのですが、それを活用したらどうかという提案がありました。このシステムの具体的な中身を見ていないので、どういうシステムかよく分からないところもありますが、例えば、権利侵害を行っている企業、貨物の目的地、他にもいろいろな情報があるのですが、すでに権利者が把握している情報を海関のシステムに入力しておくことにより、該当するものが通関される場合に、それを止めて海関検査を実施するというものだそうで、試験的に上海海関が昨年辺りから取り組んでいるものだそうです。

これについては、WGメンバーとも昨日いろいろ議論したのですが、情報提供はなかなか難しいこともあるという話でした。さらに聞いていて印象に残ったのは、海関で摘発した案件を公安部門に移送する方法についても、いま海関総署と公安部で議論していると聞いております。上海も独自でそういう検討をされており、昨年 of 年末辺りにすでに1回、上海海関で摘発した案件を上海市公安局に移送したという話がありました。今後海関で摘発した案件が大きいものについて、公安部門に移送を行うことによって、知的財産侵害に対して大きな影響を及ぼすことになってくれば、非常に良いと思っています。

これを踏まえ、昨日WGメンバーが集まり、次に何をやるかという話をしました。上海海関とはこの5カ月ぐらいの間に2回意見交換を行いました。上海海関はWGの取組みを高く評価しており、特に14社のWGメンバーについては、上海海関に「模倣品の水際対策に積極的な日本企業」ということが認識されました。

次回のWGでは、中国の中でも輸出量が多く、模倣品の摘発実績も多い深圳海関との意見交換を、できれば5月中に開催したいということで、4月に深圳海関を事前訪問したいと考えております。深圳はジェトロ広州事務所の管轄地域ですので、ジェトロ広州事務所とも連携をとりながら進めていきたいと思っております。

最後に皆様のお手元に「第21回上海IPG会合アンケート」というのがあります。今年度最後ですので、また皆様にお手を煩わせますが、今年度の上海IPG会合の評価をお願いします。また、次回以降取上げるテーマについて、幹事メンバーで議論した案をいくつか書いておりますので、そこにも順番を付けていただきますようお願いいたします。さらに、質問事項がありましたら、上海IPGに参加されている専門家の方々にご回答いただきますので、遠慮なくご記入いただきますようよろしくお願いいたします。

これで運営幹事からの連絡事項は終わりとさせていただきます。

【第2部 講演会】

企業における知的財産戦略～トヨタ自動車の事例～

豊田汽車技術中心（中国）有限公司
知識産権項目部長 加茂 廣 氏

こんにちは、豊田汽車技術中心（中国）の加茂と申します。トヨタの知財戦略ということだったのですが、あまり時間がなくて準備不足のところがありまして、お聞き苦しい点があると思いますが、よろしくお願ひいたします。

私、模造品対策は、2000年から商標担当で日本のほうでやっておりましたけれども、昨年2月にこちらに赴任しまして、中国知財ということで、全体を見ることになりました。そうは言っても、いちばん主になるのは模造品対策になりまして、こちらの上海IPGさんのほうには大変お世話になっております。今回、水田さんが帰任されるということで、是非ということをお願いされましたので、私のような者がということだったのですけれども、お引き受けして、今日発表させていただくことになりました。

加茂という名前は、中国語読みをすると「ジアマオ」なのです。模造品というのは中国語で「『ジアマオ』チャンピン」と言ひまして、大変発音が似ております。工商局なんかへ行って「私は「ジアマオ」です」と言ひると、偽物対策をやっている人間の名前が偽物かというようなことで、ときどき困ることがあります。よく発表されていますと、中国語では、「ジアマオ」、「ジアマオ」と言われるものですから、私の名前が何回も出てくるようで、どうもその辺が困ったところではあります。これからしばらくお耳を拝借いたします、よろしくお願ひいたします。

（パワーポイント）

今日、このような順番で発表させていただきたいと思ひます。まず「トヨタの概要」というところから説明をさせていただきます。最初に、トヨタ自動車の創設と特許というものの関わりについてお話をさせていただきますと思ひます。創設者は豊田佐吉、この方は日本の十大発明家の1人なのですけれども、自動織機の研究開発をずっと続けまして、最終的に約130件の特許を取得しました。特に、1920年に開発した完全自動式の織機というのは、イギリスのプラットアンドブラザース社からライセンスの要請がきまして、最終的にヨーロッパでの独占実施権を渡したのですけれども、10万ポンドのライセンス収入、いまの金額でいきますと約100億円を受け取りました。その資金を元に自動車の研究開発を始め、トヨタ自動車設立されたということにつながってまいります。

特許で得た資金で新たな事業を興すという、いま流に言えば知財戦略がもうすでにそこにあったということで、その発明を大切にしようという豊田佐吉の考え方というのは、研究・創造で常に時流を先駆けた「豊田綱領」に書いてありますけれども、随分古い言葉で、「研究と創造に心をいたし、常に時流に先んずべし」と、こういう心として、いまも受け継がれているということでございます。

次に事業概要ですが、ここに示したとおりです。本体の従業員は約6万4,000人、連結会社も合計しますと、約26万人という人間です。連結ベースのデータについてはここに記載のとおりですので、これは参考までということでご覧ください。

次に研究開発体制です。主な開発拠点としましては、ヨーロッパ、アメリカ、日本の本社、東富士、土別ということに分かれております。ここには写真はございませんが、アメリカのカルティデザインリサーチセンターというデザインの会社が、欧州に、EDスクエアと言ひしていますが、2カ所のデザインセンターを持っています。

ここには示していませんが、最初にご紹介いたしましたとおり、私は豊田汽車技術中応（中国）という会社の人間です。トヨタは中国にも技術センターと名前の付くものがございまして、もともと現地生産の生産技術支援センターということで設立されていまして、現在では技術部の機能はその一部ということで、活動しています。いまのところは商品開発の機能は持っておりません。本社開発部門の窓口ということで、中国の材料メーカー、部品メーカー、大学や研究所の情報の交流を通じて、そういった情報をフィードバックす

るという役目、それから環境安全等の法規認証の取得といった、そういった中国政府との渉外機能を持っています。知財機能についても、この技術部機能の一部ということで、昨年2月から初代の駐在員、私のことですが、派遣して業務展開を図っております。こういのが、いまのトヨタ自動車の開発拠点についてです。

次に「トヨタにおける知財活動の位置づけ」について説明させていただきます。まず環境のほうからです。現在の自動車業界の環境というのは、いま技術そのものが大きく変革するときではないかと考えています。特に環境問題においては、排ガス浄化のような都市公害という地域的な問題ではなくて、地球環境、エネルギー問題に視点を置いて考える必要があります。自動車の普及に伴って、安全技術にも取り組まないとはいけませんし、IT技術が発達しておりますので、自動車技術と結合したITS技術を開発しなければならないということも課題になっています。

それぞれの課題に対処するためには、従来の自動車特有の、走る、曲がる、止まるという基本技術だけでは不可能だということで、情報通信、バイオテクノロジーなど、さまざまな分野の技術を導入したり、融合させたりする必要があると思っています。「バイオを何でだ」という話がありますけれども、実は生化学プラスチックという、将来的には土に返るといようなプラスチックをイモから作るということで、インドネシアでイモの栽培もやっております。こういう技術開発で、パラダイムシフトをしている中では、いまの課題をブレイクスルーして考えることが必要だと思っています。

そういう意味で、既存技術の延長線上の開発ではなくて、新たな技術の創出、我々の立場から言えば、新たな知的財産を生み出すことが必要だと思っています。それと同時に、自社独自の開発だけではなくて、自社が持っていない固有技術を有する広範囲な分野の企業とアライアンスをつくるというようなことで、新たな経営戦略を立てて対応していくことも必要ではないかと思っています。

次にグローバル化の問題です。皆さんご存じのとおり、すでに海外生産の台数、海外販売台数といったものは、日本国内の生産台数、販売台数よりも多くなっています。そういう意味で、開発された技術の特許で保護することになりますと、海外での権利化というのが大変重要になっています。もう1つは、海外で製造、販売をするためには、当該国、その国での第三者の特許に抵触しないということに対応する必要もあります。こういったように、ビジネスがグローバル化していくのに対応して、知財活動もグローバル化していく必要があると思っています。

次に、そういう中での知財活動の方向性ということです。いまご説明差し上げました環境の変化を踏まえていきますと、今後の知財活動の方向性というのは、経営戦略、技術戦略、さらに知財戦略という、3つの活動を連動させていくことが必要だと思っています。ですから、まず事業を継続的に成長させるような経営戦略、これを遂行するためには魅力ある商品を開発する必要があります。そういう魅力ある商品、サービスを提供するためには技術戦略が要ることになり、同時に技術戦略に基づいて行われた開発技術、こういったものを有効な財産として保護するということが、知財活動が必要となってきます。単に知財権を取得するだけではなくて、取得した知財権が企業価値を高めるための経営資源の1つ、という形で活用していくことが必要となってきます。

こういった知財活動を戦略的に進めることによって、事業の成長、拡大につなげたり、事業リスクを回避することが可能になるということで、いま申し上げましたように、経営戦略、技術戦略、知財戦略、こういったものをより密接に連動させることが、これから必要になってくると考えています。

次に知財戦略ということで、その概要を説明します。トヨタの知財活動の概要は、この図のとおりです。1つ目は、必要な知的財産権を取得していくという攻めの部分です。2つ目が、他社の知財権に対応して他社の権利を侵害しない、もしくはその他社の権利が自社の事業活動の邪魔にならないようにするという守りの部分です。それから攻めと守りのバランスで、パテントポートフォリオマネジメントと言っていますが、これを考えて、保

有する知財権を有効活用していくという活用の部分、この3つから成り立っていると考えています。これらについて、いまから順番に説明させていただきます。

まず攻めの部分です。技術開発から生まれた発明、こういったものを漏れなく拾い出して権利化する、つまり良い特許権を取得する活動です。単に発明をそのまま出願するのではなく、良い特許を良い権利としてブラッシュアップして出願していく活動が、ここでは必要とされています。良い発明とか、良い特許、良い特許権とは何かという話なのですが、これはまた後のほうで説明する機会があると思いますが、単に使えることを考えるわけではないということで、活用を考えた権利として出願していく必要があると思っています。

これは出願件数の推移を棒グラフ、企業活動としての販売台数の推移を折れ線グラフで示してあります。これを見ていただくとわかりますように、企業活動の拡大に伴って、出願活動も変化していることがおわかりになると思います。まず初めのこの部分で、啓蒙期です。とにかく発明を奨励する。特許をたくさん取ろうということで、日本出願を中心に、とにかく出願件数を増やすということで、一時期このぐらいの出願件数、日本出願件数だけでこのぐらいの件数になっています。こういった啓蒙期をとっています。その後、件数が増加するに伴って、質が落ちてきたということで、内容を重視しようということで出願件数を絞りました。ここで「量から質への転換」ということで、充実期と呼んでいます。こういった活動をやりました。

最近、また件数がドッと増えています。これは先ほど申しましたように、いま技術革新の時代に入っています。質を落とさずに出願件数全体を増加させる、企業活動のグローバル化ということで申しましたように、この赤の棒グラフは外国出願件数ですが、この件数が大幅に増えてきています。こういった形で、今度は権利を活用するという形での権利化活動を続けています。こういったように、開発環境とか、企業活動の変化に合わせて、特許の出願活動そのものが変化してきていることがおわかりになっていただけたと思います。

これは外国出願の出願状況です。販売台数の多い米国、競合メーカーの多い欧州の出願件数が増えていることがわかります。これも先ほどの出願件数のチャートと合わせて見ていただくとおわかりになると思います。欧州については、同じ発明でも1国1件と数えていますので、件数が多くなっています。特に、最近はいろいろな意味で模造品の事業も含めて、企業活動の大変活発になっている中国への出願が飛躍的に増加していて、2003年度で約300件、2004年度で600件ということで、大幅に件数を増やしております。

次に出願活動の変遷についてご説明させていただきます。この排ガスとか安全規制の時代ですが、この時代はどちらかと言いますと開発競争をやったのですが、欧米メーカーのほうが行先先行してしまっていて、結果的にアメリカからのライセンス導入が大幅に増加しました。そういう意味からいきますと、基本技術、基本特許が欧米メーカーに押さえられていたこともありまして、こういった技術を早くキャッチアップしなければいけないということもありまして、改良特許をベースに大量に出願する活動をやっています。それがこの時代です。この頃に触媒コンバータでGMと訴訟を経験してしまっていて、特許の重要性を本当に思い知らされた時期です。

次が地球環境の時代ということで、これは特に世界の自動車メーカーが、技術開発の大型競争ということで大変競争が激しくなってきた時代です。この時代にトヨタは吸蔵還元型のノックス触媒システムとか、ハイブリッドなどの先端技術の開発がうまくいきました。先ほど申しました「量から質」への重視をする活動をしてきまして、ここでこういった特許、これは1件の特許ではなくて、このシステムとして網を張ると、我々は「特許網」と言っていますが、特許網を張る活動をしまして、この技術そのものについては数百件単位、場合によっては100件から200件ぐらいの単位で、システムの周りを特許の網で覆ってしまうというような出願活動をやってきました。

これからですが、いまの時代からですが、燃料電池、IT、インフラを含めた技術開発が競争の中心になってくると思います。結局、インフラまで含めた技術開発になってきま

すので、デファクト化が必要になってくると思います。これが取れるような戦略的な知財権の活動をする。そのための特許取得をすることが、重要な活動になってくると考えています。

次に「研究開発活動と知的財産活動」についてご説明します。基本的には、良い研究開発がなくては、良い発明は生まれてきません。良い発明が生まれて、初めて知的財産権というものができるわけですが、先ほど申しましたように、良い発明がイコール良い特許ということではありません。1つの発明をより強い権利として、かつ世界中で強い権利を得ることが必要になってきます。最近特にそうなのですが、システムのかつ1つひとつの技術範囲が広がっている、そういう開発が多くなってきています。こういう場合には、先ほど申しましたように、1件の権利ではなくて複数の特許で、その製品とか研究開発の成果全体をカバーできるような、特許出願をしていく必要があると考えています。

そういう意味で、世界に先駆けた研究開発の結果を特許として権利化すると同時に、これが製品化されないと企業の利益に結びつきませんので、そういう意味で、製品化も含めた技術開発が必要になってきます。その技術を普及させて、もしくはデファクト化して、その製品を大量に製造して製品コストを下げるのが初めて可能になってくるといえます。その部分で特許がちゃんと取得されていれば、競合メーカーに技術をライセンスするということによって収入が入ってくるという形になってきます。いずれにしても、基本は良い研究開発ができるかどうか、その結果が良い知的財産権として、活用できる知的財産権としてきちんと取得できるかどうか、という部分がポイントになってくるのではないかと思っています。

次に守りの部分をご説明いたします。守りというのは、第三者の持つ特許に対して侵害リスクを減らす、というのが活動の基本になっていっていると思っています。トヨタの知財活動のポリシーの1つとして、他社の知財権の尊重というのがあります。ですから、技術を商品化する場合には、他社が先に持っている特許の存在を把握して、それを侵害するか否か、これの判断をします。その結果、設計変更をしたり、ライセンスを受ける、場合によっては、調査の結果無効資料を探し出して、その権利が無効だということを主張するような、そういった活動をするようになります。

そういう意味で、常に監視調査、他社特許を継続的に監視する活動をしています。このために特許公報を入手して、開発者に配付して、自分のやっている技術が他社の特許とどういう関係にあるかをきちんと把握させる活動もしています。

最後に活用という部分について説明させていただきます。先ほど申しましたように、自社、他社の特許バランス、この力のバランスを把握して、ライセンス供与、ライセンス導入をするという活動になります。この部分については、特に経営戦略、技術戦略とのリンクが必要で、知財権を経営資源の1つということで利用する領域になってきます。いまから技術活用の一般論に触れてから、活用の考え方と実例を紹介したいと思います。

まず自動車業界の特徴です。自動車という商品ですがライセンス拒否してしまいますと、お互いに商品が造れない、売れないという事態になってきます。

もう1つ、環境安全領域で技術開発が必要だということになりますと、これらの領域の特許はいま大変たくさん出願されています。そういう意味で、特に自動車メーカーというのは地球環境の改善とか、事故防止ということで、社会的な貢献をしていかなければならないという役割を果たす必要があります。もし、この領域で1社で特許を独占してしまうと、今度は社会的に必要な技術が普及しないという問題が出てきます。それは結果的に言えば、地球環境の改善とか、安全性向上にとって好ましくない事態になります。その辺が、先ほど言いましたように、社会インフラと非常にかかわりが強くなってきていますので、各社が協力してシステムを作らないと、良いものができないという状況になります。ということで、独占実施が現実的ではない業界だとご理解いただきたいと思えます。ですから、知財権に関しては、基本的に各社ともオープンポリシーを採っているという特徴があります。

次に、トヨタの権利活用の形態として、ここのチャートに掲げたような内容を考えています。基本的には、ライセンスの申込みがあれば適正な対価で実施許諾をする、というオープンポリシーを採っています。これ以外にもいろいろな形態でやります。要するに、ある分野については事業をしないということであれば、権利譲渡をしてしまいます。これはデファクト化とか、コスト競争力をアップするためも含めて、実施許諾、ライセンスということ。それから、お互いに持っている技術を交換し合うことで自由度を確保したり、事業を継続するという意味でのクロスライセンス。それから技術供与という形で技術の移転をしたり、普及をしたり、デファクト化を狙ったりというやり方。それからアライアンスを組んでデファクト化を進める、といった形での活用形態があると。これをさまざまな条件に応じて、使い分けているということです。

次はどちらかと言うと本日の主題になるかもしれませんが、中国戦略ということでお話をさせていただきます。中国での知財権、自動車産業の現状ということになりますと、皆さんご存じのお話だと思いますが、ここに書かれているようなものが現状だと思っています。法律とか、制度に関する問題、意識として知財権を尊重する意識が低いという問題があります。

特異な部分として、先ほど「自動車業界というのは数が少なく、大変限られたメーカーがやっている」と申しましたけれども、ここでは何と100社以上の自動車会社が、いまある技術で競争をしています。後でちょっと申し上げますけれども、いわゆるコピーをしたような車で、これを造ることで技術のレベルアップを図っている。かなりその技術もレベルアップしてきました。ある車は、1度分解して、オリジナルのこちらの製品と比べてみますと、ドアシートも全部交換できるというようなものがすでにできております。

こういった現状をベースにして、じゃあ何をやるのだということなのですが、我々としてはここに掲げたような方針で、知財活動をやっていこうと思っています。制度、法律面でのロビー活動といった部分、消費者に限らずですけれども啓蒙活動、ビジネスとして成り立たないと思わせたいというような摘発活動、それから出願ベースで自社技術を保護していくという考え方、この4つがベースで戦略を考えています。

これは長期的な視点で、時間をかけて継続的に活動していかなければいけないものと、2つ目は1つの企業としてではなく、団体活動の中で実施していくべきもの。3つ目として、企業としていまやらなければいけないこと、企業として現実的な活動としてできること。この3つの視点で、それぞれこの4つの戦略について考えています。

これは中国での出願状況です。このチャートにありますように、ここ数年大幅に件数を増やしています。意匠出願も同時に増やしています。特に意匠については形態模倣、模倣車が出てきていますので、逆に意匠を先に取りられて、こちらのオリジナルが攻撃されないようにという意味もありまして、いま意匠については全車外形の意匠出願をしています。これは中国に持って来る車だけではなくて、日本だけ、アメリカだけでしか売らない車もありますが、こういったものについても、中国では外形意匠を出願するという戦法で、意匠については、そういう意味で非常にとくさんの件数を出すという結果になっています。

次に技術模倣という部分について話をさせていただきます。このグラフは中国の特許実用新案の出願件数を示しています。中国企業による特許実用新案の出願件数もどんどん増えています。ただ、出願の中でも無審査で登録される実用新案の出願割合が非常に多くなっています。

この実用新案の出願は無審査であるということもありまして、国外ですでに実施されている技術が内容になっているものがあります。中国では新規性喪失の事由が中国国内公知ということになっています。しかも無審査で、実用新案による仮差止めの請求が認められています。そういうこともありまして、大変この実用新案の件数が増えていることは、問題になる要素を含んでいるということです。先ほど申しましたように、中国国内公知という前提がありますので、無効主張をする場合に、中国の国外で実施されているという証拠は採用されないことになっています。ですから、海外で実施されている技術を実用新案で

出願された場合、無効の立証が大変難しいという状況になります。

こういったいろいろな事件、実際に我々もこういった事件を経験していますが、こういった事件に対応するために、いろいろな方策を考えなければいけない。それを日本側に提案していくというのも、我々中国知財機能の1つの役割と私は考えています。

1つ問題の事例をご紹介します。これは欧州の部品メーカーと、中国の部品メーカーが中国でジョイントベンチャーをつくりました。表皮を止めるクリップの技術、これは欧州で汎用的に20年前からやられている技術なのですが、これについてジョイントベンチャーが実用新案を出願しました。これは無審査ですから当然登録になっています。その権利をベースにライセンスの勧誘とか、部品の売込みとか、半ば脅しのような「我々は権利を持っているので、うちから買わないと訴訟を起こすぞ」というような形の売込み、ライセンス勧誘がきました。

これは我々としては、実際にこちらで造る車の部品にかかわってきましたので、本来でしたら納入している部品メーカー対応なのですが、トヨタ自動車として対応するということが対応しました。幸いなことに中国国内での実施実績がありましたので、無効審判を提起しまして、それをバックとして交渉を重ねて、無効審判取下げと引換えという形で、相手方にこれ以上文句を言わせない、という形で和解に持ち込んだケースです。

ですから、そういう意味で「守りの対応」が必要になってきます。こういったケースでは、できるだけ早めに製品導入をして中国で公知化してしまうとか、実施技術については実用新案ベースで構わないので、中国で出願してしまうことも必要ではないかと思っています。

次は模造品に対する考え方なのですが、基本的な考え方、トヨタについて言えばここに書いたとおりです。私どもは顧客第一という考え方を持っておりますので、お客様に品質の優れた製品を提供するということが、信用を得ることに努めています。ですから、トヨタの名前を騙った低品質の模造品が出るということで、信用を損うことにつながります。

信用を損うと同時に、特に自動車部品については、お客様の健康、生命を脅かすものであるということをお客様は大変懸念しています。模造品の中で多いのが、ブレーキパッド、ウインドスクリーン、フロントガラスといったもの。それからオイルフィルターなどでも、エンジンの排気管に近いところにありますので、油漏れ、場合によっては破裂ということがありまして、ここから車両火災という事件も発生しています。そういう意味で、お客様の身体、生命、財産に大変損害を与えるものであることを懸念しています。そういう意味で、お客様の信用、利益を損わないというような、模造品摘発をやっていかなければいけないと考えて、いま対策をやっております。

模造品への対応なのですが、基本的には、企業に対する悪影響と消費者への悪影響、こういったベクトルの中で影響度の高いものから重要性を判断して、それに法的根拠の強さも加味して、対応案件を選定して対応していくと考えています。ですから、例えばアクセサリ系についてはあまり大きな問題はないと判断していますが、それも当然のことですけれども、緊急性とか必要性があれば、このチャートにかかわらず、例外的な対応で摘発もありますし、対応もするというふうなやり方をしています。

これは先ほど申しました事例です。ブレーキパッドとか、スパークプラグです。通常、トヨタの純性部品、交換部品ですが、こういった箱に入っています。この箱も最近は大変うまくできていて、一見して我々でもなかなか判断が付きにくいものが出回っています。ここに例を挙げたのはほんの2つですが、ほとんど全ての交換部品について、模造品が出ているといっても間違いはないと思います。

私自身も市場調査等であちらこちらを回っていますけれども、何でこんなものがあるのだろうと思われるくらい、いろいろな種類の交換部品が模造品として造られていますし、店舗そのものも、トヨタの部品専売店という看板を掲げているのですが、調べてみるとそういった店舗はない、契約もしていないという、店舗そのものが偽物という所も出ていて、言うならば、あらゆる形態の模造行為が横行していると言ってもいいのではないかと

と思っています。

これはトヨタの摘発件数と部品点数の動きです。折れ線が摘発件数で、棒グラフが摘発部品です。昨年は約 250 件で、部品点数にして 140 万個の摘発をやっていました。このチャートを見ていただくとわかると思うのですが、1999 年半ばに、模造品の専任担当を置いて対策を始めました。これ以前は、商標管理をやっているグループが対応してきたのですが、それでは間に合わないということで、模造品の専任担当を 1999 年半ばに設置しまして、対策を強化しました。効果が出てきたのは 2002 年からということで始めています。最近では、中国で年間 250 件くらい、それ以外の地域を入れると 300 件くらいの行政摘発をやっていて、悪質な業者については刑事告発ということで進めています。

特に中国なのですが、トヨタ 1 社ではなくて、自動車メーカー各社と、部品メーカーも含めた複数での共同摘発がどんどん増えています。大体 3 分の 1 くらいの年間 60 件から 70 件は、こういった共同摘発の件数になっています。基本的には、消費者の財産、生命、身体、安全を守ることと、トヨタのブランドを守るという 2 つの点を基本にしまして、模造に対しては毅然たる態度で臨むというのが、基本的な態度でございます。

それから車両外観の模倣です。これを見ていただくとわかりますように、大変よくできています。モデル外観を模倣して類似のエンブレム、こういった類似のエンブレムを使ってやっています。ただ、これは外観を完全には模倣してなくて、フロントが新モデル、リアが旧モデル、または他車モデルとの組合せにしています。ですから、現在では中国の意匠法とか、類比の判断基準によりますと、意匠権の侵害になりません。部分意匠制度はないものですから、こういった複数モデルの組合せは意匠侵害にならないということで、できるだけいろいろな機会を利用して、中国政府に対しては部分意匠制度の採用を要求しています。

事例を紹介させていただきます。トヨタのピックアップトラックの旧モデルの車両外観を模倣して、ここに見えますでしょうか、TAYOTA という文字が書いてあります。フロント部分にはトヨタのマークに 1 本ここに線が付けてあります。こういったものを付けて、実はこれは天津の港から 2,000 台が輸出されました。この情報が入ったのは輸出される直前でした。それと同時に、これは輸出用で中国国内で販売されていませんでしたので、国内での対応ができませんでした。

輸出先を追跡調査をしまして、結果、見つかったのはリビアです。輸出先で対応できないかとトライしたのですが、リビアにつきましては 20 年くらい前に商標出願してあったのですが、ずっとペンディングになっていまして、権利化されていなかったということ。それから、たしか 2004 年 6 月くらいだったと思うのですが、リビアでは商標権が全て無効になりまして、国内企業から順に改めて再出願を認めるといような、とんでもない法改正がありまして、その段階で全く商標権が使えないということがありました。「じゃあ政治的に何とかならないのか」という話になったのですが、これは輸入元がリビアオリンピック委員会という名前の団体で、会長がカダフィーさんの息子さんということで、政治的な対応は無理ということになって、どうにもならなかったという事例です。

ただ、この車両の輸送をやった船舶会社に対して、トヨタの知財権を侵害するようなことに加担してもいいのか、ということで抗議文を出しました。これが間接的に中国メーカーに伝わるようにやってみました。その結果、TAYO - AUTO というような形で表記を変えてきました。エンブレムも自社エンブレムに付け変えて、事実上の侵害行為を止めることができたということで、何とかなったのかなと思っています。ただ、実はこれは上からシールを貼り付けただけですので、取ればすぐに元のものが出てくるというようなものです。

次は、いまのエンブレムについてですが、商標の類比判断につきましては、これ以前に 2 つのケースがあります。こちらのケースにつきましては、出願段階で見つけて、異議申立てをかけた。これは類似ということで、登録を阻止することができました。

こちらは異議申立てをかけたつ、民事訴訟を起こしました。これは皆さんご存じかもし

れません、吉利汽車と訴訟になったケースですけれども、これは裁判所の判断で非類似ということで、我々は負けました。

このように、どちらが似ているかという話もあるかもしれませんが、行政の判断と司法の判断では、基本的な考え方が違います。ベースが違うものですから、判断するのは大変難しいと。これは一体どうなのだということになりますと、我々もちょっと判断がつかかねまして、これのケースからいくと多分類似だろうと思ったのですけれども、如何せんこれのケースの痛手がありまして、これについては今のところ何もできていません。

実際に訴訟を起こしたときも、基本的には以前にホンダさんからの訴訟対応のご紹介があったときにもありましたけれども、マスコミ対応が大変難しいということを実感しました。中国の民族資本対知財権で、中国企業をいじめる外国企業という構図で、マスコミにネガティブキャンペーンをやらせまして、かなりこの対応に追われたという事実があります。ですから、訴訟を提起するということになりましたら、こういったマスコミ対策も含めたさまざまな対応を考えておく必要があるのではないかと痛感しております。

模倣の被害なのですが、我々は中国国内で一生懸命やっていますけれども、実際には海外の輸出が随分増えています。特にいま増えていますのは、中南米とかアフリカにも輸出されていて、中近東も含めて、この辺の四輪のコピー車の輸出が増えつつあります。我々はできるだけ現地でいろいろな手を打って対応しているのですが、以前にモーターサイクルでかなりこういう輸出の被害がありました。いまの段階で四輪の被害がこれ以上拡大しないように、何とか措置を採る必要があるのではないかとということで、いま検討中でございます。

次は対策なのですが、現在やっている行政処分とか、いわゆる法的な対応というのは現象に対する対応で、根本的な対策としては不十分だと思っています。長期的な効果を考えて、いろいろな対応をしていかなければいけないと思っています。その1つが消費者キャンペーンということで、ここに少し書きましたように、新聞、看板、パンフレットといったもので、不買のための啓蒙化活動をしていくのが1つです。もう1つが、団体活動ということで、ご存じだと思いますが、Q B P C に参画して、これはかなり力を持っています。政治的な力もありますので、官庁向けのロビー活動を主体にやっています。

それから、こちらのI P Gさんでやっておられるような、直接当局に働き掛けをするということで、先ほどもセミナーのご説明がありましたが、こういった活動を続けていくと。それから、I I P P Fにも参画して、政府間交渉へいろいろな情報を提供したりということで協力をしているということでやっています。

特に団体活動については、一企業では限界があります。特にそういった部分、政府相手の活動としては、大変に効果があると思っています。ですから、できるだけ多くの企業とか団体が、こういった団体活動でやっていくということが、現状を改善していくという上では大変必要なことではないかと思っています。ですから、いまのセミナーなどでも大変多くの企業が参加して、一緒にやっていただいただけということで心強く思っていますので、是非この活動を続けていきたいと考えております。

そういうことで、知財活動についてご紹介申し上げましたが、最後にまとめをさせていただきたいと思っています。最後のまとめですが、知財活動の意義について簡単にまとめさせていただきます。トヨタについて言いますと、知財権を尊重して、ものづくりを通じて産業の発展と、豊かな社会づくりに貢献することであると考えています。

このため、発明創造の段階では、特許情報を収集分析して、この情報を開発の方向づけを行うための1つの要素として利用してもらいます。それに基づいて、方向づけをした開発を行います。結果、創造された発明を知財権として保護していきます。そういう活動をしています。その知財権を顧客の安全、安心のための模造品の排除とか、事業の維持発展を図るためのライセンスといった形で活用して、これで得られた利益を再投資して事業を拡大して、新規事業の創出を行う、こういったサイクルを回していくことをしています。ですから、ものづくりの中から発明を造り出す、知的財産を取得して、それを活用すると

というサイクルを回しながら、産業の発展と豊かな社会づくりに貢献していくと。これがトヨタの知的財産活動の意義ではないかと考えています。以上でトヨタの知財戦略について紹介を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

< 質疑応答 >

郭氏（セイコーエプソン）

この知財活動の中で各会社とも大きな課題があると思うのですが、会社に対しての貢献度、1年の活動によってどのくらい会社の利益に貢献したか、差し支えない範囲で、どのくらい投資して、投資効果率を教えてくださいたいと思います。

加茂氏（トヨタ自動車）

直接的な投資効果という意味では、大変計りにくい部分はあると思います。それを計る1つの指針としては、ライセンスの収支というのもあると思いますが、基本的には特許で商品を保護して、事業活動を円滑に進めるというベースですので、我々にしてみますと特許で問題を起こさないというのは、通常あるべき姿だと思っています。ですから、第三者からの侵害警告を受けたとか、侵害訴訟に巻き込まれたとか、そういったケースをできるだけ減らすと考えています。

知的財産活動が会社に対してもたらす利益、効果を数字で表すというのは大変難しい部分だと思うのです。ですから、その辺はご理解いただきたいと思うのですが、将来へ向けた投資であると考えていただきたいと思います。効果はいくらかと言われると、数字で出すのは大変難しいということをご理解いただきたいと思います。

土橋氏（三共製薬）

現在、我が社も特許権係争、ちょうど1月に人民法院に提訴したという状況です。先ほどのお話の中で、行政と司法の解釈の話を少しされたと思うのですが、我々もこれから産権、人民法院という形でこれからやっていくのですが、変な形での中日というマスコミ誘導されない形で、マスコミの記者会見を先日やったのですが、これから行政と司法というところへ向かってやっていくのですが、何かアドバイスをいただけたらありがたいと思います。

加茂氏（トヨタ自動車）

一般的な話でいきますと、我々は商標の侵害訴訟はやりましたが、特許訴訟はまだ経験がありませんので、いまここで何かと言われても、申し訳ないのですが。もしあれでしたら、具体的にケースがあれば、後でご紹介差し上げたいと思います。

全般的な話としてはあれですが、例えば具体的にどういう内容がということであれば、お答えできるかもしれません。

土橋氏（三共製薬）

私どもの場合は商標権ではなくて特許のほうなのです。したがって、特許の中身が国家知識産権局での解釈と、人民法院、これは両方配慮しなければいけないと思っているのですが、一般的に司法と行政の判断があるときに、何かここはポイントとして押さえておいたほうがいいのかというところがあれば、教えてくださいたいと思います。

加茂氏（トヨタ自動車）

司法と行政の判断だけではなくて、司法の裁判所の判決そのものが、たしか党の委員会の承認が必要なのです。その部分で大変政治的な判断がされる可能性もありますので、その辺も留意されておいたほうがいいのかと思います。司法は独立していません。特

に地方なのですが、地方の政府に雇用された裁判官ですから、その辺がちょっと欧米の裁判官とは立場が違う、という前提でお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

土橋氏（三共製薬）
どうもありがとうございました。

津田氏（住友化学、上海 IPG グループ長）
いろいろ広範囲にわたって教えていただきまして、ありがとうございます。特にご発表の中の団体での活動、この中の Q B P C への参画というのがありました。Q B P C は有名な各社がたくさん集まっておられると思うのですが、具体的に Q B P C のこの団体を利用されるというか、多分中国当局へのロビーということですが、具体的にはどういう活動をしておられるのでしょうか。

加茂氏（トヨタ自動車）
Q B P C でやっているのは、1 つには法律立案時点で立法に対する提言をしているという活動もしています。もう 1 つは、啓蒙活動なんかですと、毎年模造品取締りの十大案件の表彰式、こういったものを商務部とタイアップしてやっています、昨年も 5 月にやりました。商務部の副部長が来られて、直接表彰するというので、各地方の取締当局のモチベーションをアップするというのもやっています。
9 月にアモイでいつも会合があるのですが、そのときに国際貿易会議があるのです。そこに呉儀副首相なんかも出て来られて、Q B P C のトップの人たちは呉儀さんとの懇談会にも参加することができるというところで、いろいろな提言をします。特にやっていますのは、最初に申しましたように、法律問題に対する立法段階での意見の提言というのは、結構、早い段階で意見を出してくれという依頼も Q B P C にはきますので、その段階で意見を提出することができるというのが、主な部分だと思っています。
税関の取締りのための手続きについても、情報をもって、それに対していろいろな提言をするという活動もしています。特に取締当局については、いろいろな問題があれば各企業個別の名前ではなくて、Q B P C の名前で行っていただければ対応するというのも言ってくれていますので、そういう意味ではかなり直接的な影響力を持った団体だと私は判断しています。

津田氏（住友化学、上海 IPG グループ長）
この中に欧米の自動車会社の方が入っておられると思うのですが、日系の会社だけではなくて、Q B P C の名前で欧米と日系で組んで何かやっておられることはあるのですか。

加茂氏（トヨタ自動車）
Q B P C そのものは 120 社ぐらいの団体ですが、9 割が欧米系です。そういう意味では、政治的には大変力のあるところだと思っています。

久永氏（デンソー）
ご講演ありがとうございます。自動車産業の場合に、中国では出資が 50% に限られていて、残りの 50% は中方という理解になります。この模倣車両の対策について、中方のパートナーからいろいろと要請があったり、ローカルメーカーで非常に似た車両を造っているメーカーに対して、中方から協力を得て対策を採ることは検討されていますでしょうか。

加茂氏（トヨタ自動車）
いまの段階では、中方の合弁会社も含めて特に要請はありません。ただ、次第に問題視しているという事実はあります。こういうものが出ているのだけれども、どういうふうに対

応じたいのかということでの相談が増えつつある状態です。

私としては、そういった販売、生産の合弁会社に対して、コピー車、模造品の問題をもっと真剣に考えるように働き掛けをしていくというのも、現場の仕事の1つだろうと思って、いま動き始めています。

水田（ジェトロ上海）

それでは加茂さんどうもありがとうございました。ここで15分程度休憩を入れさせていただきます。

【第2部 講演会】7年間の上海駐在を振り返って

ジェトロ上海センター
知識産権部長 水田賢治

これまで7年間上海に駐在してきて、見てきたこと、聞いてきたこと、実際に体験したことを、皆様と一緒に振り返りたいと思います。

私は、明後日の便で日本に戻ります。戻る所はジェトロ東京本部ですが、また、この上海に来るチャンスもあると思いますので、よろしくお願いします。

7年の間には確かにいろいろなことがありました。この7年間中国の知財を取り巻く環境がどのように変わってきたのかを皆様と振り返りたいと思います。

私が上海に駐在したのは1999年1月20日ですが、この7年間は日本と中国との経済関係がとても密接になり、また、中国の知財問題が大きくクローズアップされる中、日本企業が中国に特許や商標といった知財権の出願を飛躍的にのばしていることもこのグラフを見て実感しました。

私は上海着任早々から知財業務を担当していましたが、着任当時は知財のことはまったく分かりませんでした。

1999年、2000年辺りは、私はジェトロで展示会業務などの諸々の業務をやっておりまして、知財の業務はどちらかというと、自分から進んでやるというよりも非常に受身でした。当時特許庁より課せられた最低限の義務というのは、「年に2回日系企業を対象としたセミナーを実施すること」で、とりあえずこれをクリアすればいいという意識でやっていたのです。ですから、1999年、2000年はほとんど知財業務はやっておりません。

当時は、ジェトロが知財の業務をやっていることを知っている人もあまりいなくて、上海については相談もほとんどなかった状況でした。

これはあとで紹介しますが、2001年には中国にとって大きな転機となるWTO加盟があって、2002年に上海IPGが発足しました。ちょうど、この頃から私の業務に占める知財の割合がすごく増えてきました。

それでは、皆さんと一緒に1999年以降どんなことがあったのかを振り返りたいと思います。1999年1月20日、当時は浦東空港がなかったのも、私の前任地である新潟からの直行便で上海虹橋空港に到着し、この日から7年2ヶ月に及ぶ上海駐在生活がスタートしました。今でこそ、北京、上海などに、日本本社から派遣された知財専門の方が増えてきましたが、当時中国に駐在されていたのは松下電器さんだけでした。

翌2月には最初の出張となる北京出張で、ニセモノ対策シンポジウムに参加し、講師として参加されておられた津田グループ長とそこで初めてお会いしました。

翌2000年は、中国の知財問題が少しずつ新聞に取り上げられるような事件が起こった時期だったかと思っています。先ほど来、お話が出ているQBPC（中国外商投資企業協会優良ブランド保護委員会）が3月2日に結成されました。当時のメンバーは28社でした。

さらに5月には北京IPGが発足し、9月辺りから中国のDVDメーカーの特許ライセンスの未払い問題が、日本と中国で大きく取り上げられるようになりました。また12月に

は、石川県に登記された「日本ヤマハ株式会社」という架空会社からのライセンスを受けたという浙江省のメーカーが、「日本ヤマハ」ブランドのオートバイを大量に生産・販売したという、いわゆる「日本ヤマハ事件」が発覚しました。このころから少しずつ中国の知財問題が表面化してきたと思っています。

また、当時は二セモノ対策関連のセミナーでは質問はほとんど出ませんでした。一方で少しずつ知財問題に関する相談が寄せられてきた中で、本当に困っている人たちがどのくらいいるのか。そういう実際に困っている人たちに対して勉強会をやったらどうかと感じて、アンケートで「二セモノで困っている人たちだけで勉強会をやりませんか」と呼び掛けたところ、19社から参加したいという回答がありました。これが現在の上海IPGの基礎になっているなという感じがしております。

セミナーも以前は「工業所有権セミナー」としていましたが、この頃に「二セモノ対策セミナー」と変えました。工業所有権という名前が非常に固いイメージがあって、二セモノ対策にしたほうが皆さんに親近感がわくのでは？ということで変えました。当時のセミナーで印象に残っているのは、QBP Cの役員をやっていたジレットさんの事例紹介で、中国ではよく1個買うと1個おまけが付くという「買一送一」というのがありますが、ある店で販売されていたジレットの二セモノカミソリにラベルが付いていて、そのラベルに記載されている住所に送ると、同じカミソリを1個プレゼントするということが書いてあったそうです。そこに記載されていた住所というのは本物のジレットの住所で、実際はジレットさんはこんなことはやっていなかったのですが、そのラベルが届くと、仕方なくジレットの本物のカミソリを送っていたという笑話があって、いまだに覚えています。

また、19社が関心を示した二セモノ対策勉強会の第1回会合を2000年7月14日に開催しました。そこで二セモノの輸出阻止や流通段階における不正商品の現状と対策などといったテーマを取上げたのですが、振り返ってみると、これが上海IPGの前身になっています。

次に2001年ですが、この年のいちばん大きな出来事は、中国が11月9日にWTOに加盟して、この前後に海関法、専利法、著作権法、商標法といった知財に関する法律が相次いで改正されたことです。また、話は前後しますが、5月に中国の政府機関、具体的には工商局、技術監督局、知識産権局、公安とか、農業部など関係する約30機関が参加して、「全国市場経済秩序整頓規範化指導グループ」が発足しました。

先ほどの「日本ヤマハ事件」は、日本で登記されたのですが、2001年10月には「香港松下電器事件」が発覚しました。現在も香港で日本企業の商号が第三者によって登記されてしまったケースが非常にたくさん報告されています。

また、この年あたりから、北京を中心に本社知財部の方が中国の駐在員として派遣されるようになりました。2001年というと、7月に北京オリンピックが決まったり、10月には上海でAPE Cの会議が開催されたりと、国際社会の中での中国のプレゼンスが、非常に高まった時期だったと思っています。

また、2001年には私の知財業務の割合が半分近くになり、このころからわりと定期的に勉強会やセミナーをやるようになりました。通常の場合、午後セミナーをやって、夕方ぐらいから勉強会を引き続きやるという感じで続いていました。また、このころ、知財の基礎から勉強する機会を作ったほうがいいのではないかという話があって、日系企業で働く日本人向けと中国人向けに、それぞれ6回コースで2001年の後半から2002年にかけて知財基礎研修をやりました。

2002年というのは、私にとっても非常に忘れられない年になるのですが、当時47社がメンバーであった上海IPGの第1回会合を9月20日に開催しました。その時の参加者は31人であったため、会場は本日のようなこんなに広いところではなく、小さな会議室でやりました。今日は120人ぐらい来られていますので、第1回会合の約4倍に拡大しているということで、私自身も、まさかこんなになるとは思ってもみませんでした。

第1回上海IPG会合では、最初に参加メンバーの自己紹介を行いました。参加メンバー

いきなりマイクを向けて、各社の被害状況とか、上海IPGに期待することを聞きました。これは今だから言えるのですが、私はあることを考えました。というのは、皆様にマイクを向けても、当時はあまり発言をしないというか、「どどこ会社の誰々です。よろしくお願ひします」という話で終わってしまうかと思って、それは避けたいと、会合が始まる前に急遽思いました。そこで、急遽私の隣に、「自分の会社はこれだけ被害を受けていて困っている」ということを熱く語ってくれる方に座っていただき、その方からマイクを回しました。結果的にそれがうまくいき、その後各社の被害状況が次々と明らかになりました。最初の会合としてはとても良かったと思っています。

また、先ほど出ましたDVDの特許ライセンス問題で、中国メーカーと合意をしたのがこの年です。さらに、『ビッグコミック』12月25日号の「ゴルゴ13」という漫画で、中国の模倣問題が取り上げられました。内容は当時話題となったホンダさんがスクーターの意匠権の無効審決取消訴訟の1審で負けたことに触れており、日本の漫画で中国の知財問題が取り上げられたということが、とても印象に残っています。

2002年は日本でもだいぶ「知財、知財」といわれるようになってきたときで、3月に「知的財産戦略会議」の初会合が開催されました。

また、知財とは直接関係ありませんが、12月には2010年の万博が上海で開催されることが決定したことと、今でも世界で唯一ですが、商用のリニアモーターカーが開通したという上海の目覚ましい経済発展を象徴するような2つの非常に大きな出来事がありました。

2003年は6月に馳名商標の認定保護規定が施行、10月に中国で日本知的財産協会に相当する、「中国専利保護協会」が設立、11月にはホンダさんがHONGDA（ホンダ）を提訴されたりといったことがありました。日本では知的財産推進計画が決定して、ここで「知的財産高等裁判所」の設置が決まりました。

2003年を語るときにどうしても忘れられない出来事は、4～6月に中国各地で猛威を振るったSARSの発生です。北京は相当大きな被害を受け、駐在員の多くが日本に帰国しました。上海は北京に比べ被害はそれほど大きくなかったものの、4月に予定していた上海IPG幹事会と、5月に予定していた上海IPG会合はやむを得ず中止しました。SARSの発生地域から行って帰ってくると、当時は2週間隔離されました。そういうことがあって、例えば模倣品調査のために調査会社がある地方の行政機関を訪問したいと言っても「お前はSARS発生地域から来るから会いたくない」などというのがあったようです。

2004年は北京IPGと上海IPGの初の共同プロジェクトとなる、「日系企業知的財産権・摘発支援情報集」を作成しました。これは、北京と上海IPGメンバーのうち、参加を希望する企業が、各社が中国で取得している商標権や意匠権、真正品と模倣品の判別方法を掲載した情報集で、中国の関係政府機関への情報提供が作成の主な目的でした。

本情報集は作成までに約1年かかりました。初めてということもあり、北京IPGと上海IPGメンバーの多くの方々にご協力いただいて、良いものを作っていくということに進んできたのですが、細かい所で調整するのに非常に時間がかかりました。途中、上海と北京とで意見が分かれ、「別々で作ったほうがいいんじゃないか」という意見も出たのですが、最終的に一つにまとめることができ、非常に大きな成果だったと思っています。

この情報集は、アメリカのUSTR（通商代表部、日本の経済産業省に相当）あるいはイギリスのフィナンシャルタイムズなどからも大きく評価されました。

2004年はこの他に、4月には北京IPGの細川グループ長が経済産業大臣賞を受賞され、11月には本情報集を活用したセミナーを中国各地で開催しました。

また、2004年に入り、当時のジェトロ上海事務所の所長に、「知財の仕事が8割、9割になってきて、対外的にも知財をやっているということを出したほうが仕事をしやすい」ということを私から申し上げて、4月1日から知的財産部をジェトロ上海センター内に設置し、この時から私は完全に知財専属になりました。

2005年4月には、前年の北京IPGの細川グループ長に続いて、上海IPGの津田グループ長が特許庁長官賞を受賞されました。6月には、前回の上海IPG会合でも取上げました

が、YKKさんと日産さんが、日本の企業の商標として、初めて馳名商標に認定されました。また、8月には中国で3つ目となる広東IPGが発足しました。また、上海IPGメンバーがどんどん増えてきて、メンバーの皆様のニーズに応えるために、より具体的な取組みをしていく必要があるだろうということで、9月に、「上海IPG『模倣品水際対策ワーキンググループ』」を発足しました。また、12月には権利集のリバイス版ができました。

2006年は、日産さん、YKKさんに続いて、1月にはダイキンさんが、日本の企業として3社目ですが、馳名商標に認定されていることがわかりました。

一方、中国政府は国産ブランド育成のために7億円を拠出するとか、2月には国家知識産権局が、「2006年中に知財の国家戦略を策定する」と発表し、知財重視の方向性を鮮明に打ち出しています。つい先日も、国家戦略策定にかかわるメンバーが日本の経済産業省や特許庁などを訪問して、意見交換を行っています。

7年間を駆け足で振り返りましたが、私も知財の仕事はずっとやってきた中で、上海周辺の日系企業向けに、また日本でも、中国の知財問題について話す機会がたくさんあって、多くの方と中国の本問題について話し合うことができたのは、非常によかったと思っています。

上海IPGも発足当時からどんどんメンバーが増えており、現在は119社です。先ほどの話ではありませんが、まさかこんなになるとは全然想定していなくて、皆様のご支援の賜物であると本当に実感しています。

これまでの上海IPGの活動の成果については、昨年年末に皆様にアンケートをお願いしたところ、90%を超える86社からご回答をいただき、上海IPGに参加したことによって、社内的に中国における知財問題の取組みが強化されたと回答された企業が44%あって、私としても上海IPG活動を続けてきて良かったと実感しています。本日もそうですが、日本からもわざわざたくさんの方が参加されていますが、中国の問題は、本社の方も中国に来て、中国の担当者と一緒にやっていくことが重要であると思っています。

また現在、IPGは上海の他に北京、広東にもありますので、IPGメンバー同士の交流がさらに活発になることによって、IPG活動の幅もさらに深まるものと思っています。

ところで、3月上旬に、日本の国会に当たる全国人民代表大会が終わりました。最近、特にこの全人代で知財をキーワードにした発言が目立ちます。2002年から2006年までの全人代での政府活動報告の中で出てきた知財のキーワードを並べてみると、2002年は知財という言葉ではなく、基礎研究とか、ハイテク面の研究を強化するというキーワードだったのが、2003年辺りから知財という言葉が取上げられるようになり、2006年には、「知財権を持つ高付加価値製品とサービスの輸出をサポートする」という発言が出てきています。そういう意味で、この5、6年の間に知財が中国政府の中でも、非常に大きく浸透していると感じています。

また、中国は、次世代DVDや第三代携帯電話についての独自規格や、国産ブランドの育成を発表したことに加えて、2006年のうちに中国は知財の国家戦略を策定するということで、知財を重視する姿勢が、以前と比べて劇的に変わってきているという感じがします。

このように、中国政府が知財重視を掲げてきている中で、現在上海IPGメンバーは知財の専門ではない方が大半を占めていますが、本日のこの会合に日本から参加されている皆様のように、日本からできるだけ現地をサポートしていただく、あるいは一緒になって知財問題に対応していかないと、なかなかうまくいかないと感じております。

先日、日本政府関係者から「IPGで地道にやるのも良いが、中国の知財問題を早急に解決するような対策は何かないのか」ということを言われました。でも、結局、今まで自分が経験してきた中で、中国における知財保護というのは、そんなに簡単にできることではない。やはり地道に活動していくことによって、少しずつ状況が変わってくるということに尽きるのではないかと感じています。

上海IPGには中国各地や日本から、中国の知財問題に対して関心のある方が集まって

いますが、日本や、工商行政管理局、海関といった中国政府から高く評価されております。そういうことで、ますます上海IPGを、皆様とともに引き続き盛り上げていくことを願っており、私も日本に戻っても、できる範囲でサポートしたいと思っています。

とりとめのない話でしたが、ちょうど時間になりました。明後日帰国するというのは、あまり実感がありませんが、帰国してからも後任の宮原をいろいろご指導いただいて、私も日本でできることがありましたら、日本からもサポートをさせていただきますし、是非、今後も上海IPGが発展することを祈念いたします。総括になっているかどうかはわかりませんが、私が歩んできたことを皆さんと共有できたことを非常に喜ばしく思っています。

最後に、私はこの7年間を振り返って思うのですが、すごくいい時期に上海に来て、すごくいい時期に知財に出会えて、上海でIPGを立ち上げて、皆様とお会いできて、中国の方とも触れ合ってきたことは、人生の中でも非常に重要な7年間だったと思っています。皆さん、7年間どうもありがとうございました。

津田氏（住友化学、上海IPGグループ長）

お話をどうもありがとうございました。僭越でございますが、上海IPGがここまでこられたのは、ジェトロ上海の力によるところが大きいと思っています。水田さん、これまでありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

次回の会合もご案内しておりますとおり、5月31日、場所はルネッサンスにて行います。そこからは私の後任が引き継ぐこととなりますが、最初は慣れるまで時間もかかると思いますので、ぜひ温かい目で見守っていただきますようお願いいたします。少しずつ慣れてきましたらおそらく私以上の事ができるのではないかと期待しております。

それでは、これをもちまして今年度最後の第21回上海IPG会合を終了とさせていただきます。皆様長い間どうもありがとうございました。